

平成23年5月13日
学 長 裁 定

静岡大学特別奨学給付金制度の実施要領

東日本大震災で被災した本学の学生・院生を対象にした「静岡大学特別奨学給付金制度」については、次により実施するものとする。

1. 特別奨学給付金の財源となる寄附金の募集等について

(1) 役員・常勤教職員からの寄附金の募集方法

- ① 各部局においては、5月16日（月）から6月3日（金）までの間、当該部局に所属する全ての役員及び常勤教職員に別紙様式1による寄附金申込書を回覧し、氏名及び寄附口数を記入してもらおう。寄附金額は、1口当たり2千円とする。
- ② 各部局においては、6月10日（金）までに、寄附の申し込みをした役員及び常勤教職員からその寄附口数に応じた金額を徴収し、寄附者の希望に応じて別紙様式2による領収書を交付する。徴収した寄附金は、6月13日（月）までに、まとめて総務・企画チームに持ち込む。
- ③ 総務・企画チームは、各部局から持ち込まれた寄附金と寄附申込書の内容を確認の上、経理・契約チームに持ち込む。

(注) 非常勤教職員から寄附の申し出が合った場合は、受け入れるものとする。

(2) 事務局幹部親睦会(互友会)からの寄附金

- ① 互友会幹事は、6月13日（月）までに、寄附金を総務・企画チームに持ち込む。
- ② 総務・企画チームは、持ち込まれた寄附金を確認の上、経理・契約チームの特別奨学給付金担当者に持ち込む。

(3) 寄附金の管理

経理・契約チームは、上記(1) ③及び(2) ②により持ち込まれた寄附金を、特別奨学給付金の財源となる他の寄附金とともに、適切に管理する。

2. 特別奨学給付金の支給について

- (1) 5月20日（金）の全学学生委員会で被災学生・院生の入学料・授業料免除について承認された後、当該授業料免除等が承認された学生に対して、学生生活チームが「特別奨学給付金」受給の意思確認及び申請書の配付を行う（支給対象者の決定）。
- (2) 支給対象者となった学生・院生は、6月3日（金）までに学生生活チームに申請書を提出する。
- (3) (2)の申請書に基づき所定の決裁を経てた上で、特別奨学給付金を6月24日（金）に銀行振込により支給する（予定）。

No.

寄附金領収書

住所

氏名

殿

寄附金額	金	円
------	---	---

上記のとおり寄附金を受領しました。

平成 年 月 日

国立大学法人静岡大学長

伊東 幸宏

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当するものです。

- （注）
- この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
 - 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。